

一般社団法人日本病院薬剤師会 臨床研究倫理審査委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本病院薬剤師会は、本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、世界医師会「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、文部科学省、厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（以下「倫理指針」）」に基づいて、日本病院薬剤師会（以下「本会」という）に有識者から成る一般社団法人日本病院薬剤師会臨床研究倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(定義)

第2条 本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「倫理指針」の定めるところによる。

(責務)

第3条 委員長は、本会会長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を本会会長に答申する。

- (1) 本会会員が所属する施設で研究を行おうとする場合であって、自施設で倫理審査委員会を定期的に行えない場合に、当該施設の長から審査を依頼された臨床研究に関する事
- (2) 本会が課題の選定及び研究費の支出を行う臨床研究に関する事
- (3) その他

(組織)

第4条 委員会は、本会会長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第5条 委員会の事務局を本会に置く。

(開催頻度)

第6条 委員会は、本会会長が必要と認めた時に開催する。

(運営等)

第7条 委員会の運営は、本会臨床研究倫理審査委員会手順書にしたがって行う。

(雑則)

第8条 本規程に定める他、本規程の実施にあたって必要な事項は理事会が定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は理事会が行う。

附則

本規程は、平成23年7月1日から施行する。

平成23年6月4日 制 定
平成27年6月12日 一部改正